

介護老人保健施設うきはのご案内
〔重要事項説明書〕

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設うきは
- ・開設年月日 平成3年11月15日
- ・所在地 福岡県うきは市浮羽町古川1053番地8
- ・電話番号 0943-77-8282 ・ファックス番号 0943-77-8286
- ・管理者名 管理者 坂本和彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4053380079号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設うきはの運営方針]

「当施設は、目的を達成するために『健』やかな『老』を支え地域や家庭との結びつきをはかり、介護・看護・リハビリテーションを中心とした医療の助けをする。」

(3) 施設の職員体制（入所、短期入所、通所リハを含む）

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			
・看護職員	9	1	1	
・薬剤師	0	1		
・介護職員	30	2	3	
・支援相談員	2	1		
・理学療法士	5			
・作業療法士	2			
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1			
・介護支援専門員	2			
・事務職員	4			
・その他	1	10		

(令和6年4月1日現在)

(4) 入所定員等 ・定員100名

- ・療養室 個室4室、2人室A8室、2人室B4室、4人室18室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時30分～9時30分
 - 昼食 12時30分～13時30分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理容サービス（原則週1回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- 名 称 医療法人向陽会 筑後川温泉病院
 - 住 所 福岡県うきは市浮羽町古川1055

- ・協力歯科医療機関

- 名 称 小石原歯科診療所
 - 住 所 福岡県朝倉郡東峰村小石原鼓3784-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会・・・面会時間は9：00～20：00です。規則に従って行ってください。
- ・外出・外泊・・・外出外泊の際は所定の手続きをとって、許可を得てください。
- ・飲酒・喫煙・・・施設内は禁酒・禁煙です。
- ・火気の取扱い・・・禁止します。
- ・設備・備品の利用・・・施設職員に申し出下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・入所のご案内に従ってご準備下さい。
- ・金銭・貴重品の管理・・・現金、貴重品はお持ちにならないで下さい。紛失等の責任は一切負いません。(施設内での支払いは立替払いができます。)
- ・外泊時等の施設外での受診・・・入所中の施設外での受診を希望される方は、必ず事前に施設職員に申し出下さい。
- ・宗教活動・・・勧誘活動は禁止します。
- ・ペットの持ち込み・・・禁止します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備、防火用水、非常電源設備、その他避難設備
- ・防災訓練 年2回（夜間を想定して実施）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0943-77-8282)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。又、備付の用紙、施設管理者宛の文書で各階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

※注 所得により自己負担の割合も異なります。

〈従来型個室〉			〈多床室（2人部屋も含む）〉		
・要介護1	1割	753円	・要介護1	1割	830円
	2割	1,506円		2割	1,660円
	3割	2,259円		3割	2,490円
・要介護2	1割	801円	・要介護2	1割	880円
	2割	1,602円		2割	1,760円
	3割	2,403円		3割	2,640円
・要介護3	1割	864円	・要介護3	1割	944円
	2割	1,728円		2割	1,888円
	3割	2,592円		3割	2,832円
・要介護4	1割	918円	・要介護4	1割	997円
	2割	1,836円		2割	1,994円
	3割	2,754円		3割	2,991円
・要介護5	1割	971円	・要介護5	1割	1,052円
	2割	1,942円		2割	2,104円
	3割	2,913円		3割	3,156円

(2) 加算料金 短期入所療養介護

利用計画に沿って、下記の加算を算定します。

（利用される方の状況等によって、算定する加算は異なります。）

* サービス提供体制強化加算Ⅱ 一日ごと

18円（1割） 36円（2割） 72円（3割）

- *夜勤職員配置加算 一日ごと
24円(1割) 48円(2割) 72円(3割)
- *在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ 一日ごと
51円(1割) 102円(2割) 153円(3割)
- *療養食加算として(対象者のみ) 1回(1食)当たり
8円(1割) 16円(2割) 24円(3割)
- *個別リハビリテーション加算 一回あたり
240円(1割) 480円(2割) 720円(3割)
- *緊急短期受入対応加算 一日ごと
90円(1割) 180円(2割) 270円(3割)
- *送迎加算 片道ごと
184円(1割) 368円(2割) 552円(3割)
- *介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、3.9%乗じた単位数が上記施設利用料に加算されます。
- *特定処遇改善加算Ⅰとして、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、2.1%乗じた単位数が上記施設利用料に加算されます。
- *ベースアップ等支援加算として、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、0.8%乗じた単位数が上記施設利用料に加算されます。
- *なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。
- * (※その他、実施している加算については、適宜記載する。)

- (3) 介護予防短期入所療養介護の基本料金
施設利用料(金額は1日あたりの自己負担額です)
※注 所得により、自己負担の割合も異なります。

〈従来型個室〉			〈多床室(2人部屋も含む)〉		
・要支援1	1割	579円	・要支援1	1割	613円
	2割	1,158円		2割	1,226円
	3割	1,737円		3割	1,839円
・要支援2	1割	726円	・要支援2	1割	774円
	2割	1,452円		2割	1,548円
	3割	2,178円		3割	2,322円

- (4) 加算料金 介護予防短期入所療養介護
利用計画に沿って、下記の加算を算定します。
(利用される方の状況等によって、算定する加算は異なります。)

- *サービス提供体制強化加算Ⅱ 一日ごと
18円(1割) 36円(2割) 72円(3割)
- *夜勤職員配置加算 一日ごと
24円(1割) 48円(2割) 72円(3割)
- *在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ 一日ごと
51円(1割) 102円(2割) 153円(3割)
- *療養食加算として(対象者のみ) 1回(1食)当たり
8円(1割) 16円(2割) 24円(3割)

- *個別リハビリテーション加算 一回あたり
 240円（1割） 480円（2割） 720円（3割）
- *送迎加算 片道ごと
 184円（1割） 368円（2割） 552円（3割）

- *介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、5.1%乗じた単位数が上記施設利用料に加算されます。
- *（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

(5) その他の料金

①食費

- ・朝食 400円
- ・昼食 520円
- ・夕食 520円

- *ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

食費（1日当たり）

- ・第1段階 300円
- ・第2段階 600円
- ・第3段階① 1, 000円
- ・第3段階② 1, 300円
- ・第4段階 1, 440円

②居住費（1日当たり）

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 〈従来型個室〉（室料・光熱水費） | 〈多床室（相部屋）〉（光熱水費） |
| ・第1段階 550円 | ・第1段階 0円 |
| ・第2段階 550円 | ・第2段階 430円 |
| ・第3段階 1, 370円 | ・第3段階 430円 |
| ・第4段階 1, 700円 | ・第4段階 430円 |

- *ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

③理容代 実費（1, 500円～1, 600円程度）

- ① その他（特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

(6) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の取り扱いについて

(令和6年3月1日現在)

利用目的

介護老人保健施設うきはでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理・会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

協力医療機関への情報提供

介護老人保健施設うきは（以下、当施設）では、利用者等の同意のもと、利用者の心身の状況等について、協力医療機関への提供を行うことがあります。

1. 情報提供の目的

適切な医療の提供
健康管理
介護サービスの向上

2. 提供する情報の内容

個人的な情報
氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等
介護保険にかかわる情報
介護保険被保険者証番号、要介護度、介護サービス計画等
医療的な情報
病名、診断書、服薬状況、保険証等の情報
その他
日常生活の様子、その他の関連情報

3. 情報の取り扱い

協力医療機関は、当施設と共同して提供された情報を以下の事項に留意して取り扱います。

- ・利用者本人又は保証人の同意なしに第三者に提供しない。
- ・プライバシーを尊重する。
- ・厳重なセキュリティ対策を講じる。

4. 同意の撤回

利用者又は保証人は、いつでもこの情報提供に関する同意を撤回することができます。同意を撤回した場合、当施設は速やかに協力医療機関に対して提供情報の停止を依頼するなど、必要な措置をとることをお約束いたします。

5. その他

- ・当施設は必要に応じて、協力医療機関と情報共有会議を開催することがあります。
- ・当施設は、利用者の心身の状況等に関する情報を適切に管理します。

写真・動画等の利用について

1. 利用目的

介護老人保健施設うきは（以下、当施設）は、ご利用者様の日常生活や行事、リハビリテーション中の様子を写真や動画で撮影し、以下の目的に利用することがあります。

- ・ホームページやパンフレット等での施設紹介
- ・職員研修資料
- ・介護保険審査会への資料提出
- ・その他、施設の運営に関わる事項での利用

2. 利用方法

当施設では、写真等を以下の方法で利用することあります。

- ・インターネット上での公開
- ・印刷物での配布
- ・展示会での展示
- ・その他、上記利用目的に必要な方法

3. 第三者への提供

当施設は、以下の場合を除いて、写真等を第三者に提供することはありません。

- ・ご利用者様の同意を得た場合
- ・法令に基づく場合
- ・介護保険審査会等、公的機関への提出

4. 同意の撤回

ご利用者様は、いつでも写真等に関する同意を撤回することができます。同意を撤回された場合、当施設は速やかに写真等の利用を停止、削除します。

5. その他

- ・ご利用者様は、制限した利用の同意（インターネット上での公開はしない等）をすることができます。
- ・当施設は、写真等の利用にあたり、ご利用者様のプライバシーに配慮します。
- ・当施設は、写真等の利用について、ご利用者様の意見を伺うことがあります。